

学校教育を通して見たフィンランドの矯正教育 (I)

坂西友秀	心理・教育実践学講座
尾崎啓子	教育学部附属教育実践総合センター
吉川はる奈	生活創造講座
細淵富夫	特別支援教育講座

キーワード：フィンランドの教育、福祉国家、矯正教育、人権、少人数教育、個室、更正教育

I フィンランドの学校教育と矯正教育の背景

本稿の目的 2013年9月にフィンランドを訪問した。本稿は、そのとき視察し、話を伺った青少年の矯正教育施設の様子と教育内容を報告することを目的とする。フィンランドの矯正教育・施設を理解するためには、背景にあるフィンランドの福祉重視の施策と個に応じた教育の現実を概観しておくことは欠かせない。人間観あるいは社会的価値観ともいうべき、国・国民が重視する観点が、深いところで根本的に日本とは異なっているからである (FINNISH NATIONAL BOARD OF EDUCATION, 2013, 松下, 2007, 保坂, 2006, 文部科学省, 2005)。矯正教育の対象は、学校教育で問題を起こした子や非行少年ばかりではない。親に問題がある子、経済的、家庭的環境に困難がある子など、社会福祉の支援を必要とする子も含まれる。

矯正教育は、刑罰ではなく、教育的働きかけにより、子どもの社会性の発達を促し、自立・自活の力を育成することに目的がある (齋藤, 2014)。まさに学校教育と同じく社会を担う健全・健康な青少年を送り出すことに矯正施設の役割と目的がある。日本では、選挙権年齢を20歳から18歳に引き下げる方向で検討され、今後実施される。フィンランドでは、成人は18歳以上の若者であり、少年は15歳以上18歳未満の者を指す。少年法自体がなく、刑事罰を科されることはきわめて希であるという。日本とは社会の仕組み、法制度等が大きく異なることがわかる。

少年の虞犯、触法、非行等への対応・処遇は、処罰ではなく、もっぱら教育、福祉の視点から行われ、社会の中で彼らを更正させ、社会の構成員として自立できるようにすることが最重要課題とされる。そのため手厚い教育プログラムが用意され、子ども自身の同意と了解を基礎に矯正教育は進められる。私たちが見学した国立の矯正施設は、子どもの居住する部屋は全て個室であった。子どもの人権と権利に十分に配慮していることが、この一例からもわかる。彼らの一日の活動は、施設内学校で授業を中心に行われる。放課後帰寮後も、補助教員が配置され、子どもたちに対応できるよう支援体制・人的環境も整えられている。教育的支援を中核に据える矯正教育を理解するためには、フィンランドの一般の小学校・中学校・高校の現実、教員の学校生活、授業展開の様子や子どもと教師のやりとりなどを見ておくことが不可欠だ。本稿 (第1報告) では最初に、フィンランドの一般的統計の概略、福祉社会としての特徴と「人間重視」の教育制度について述べる (I)。次に国立の矯正施設の現場を報告する (II)。後半 (第2報告) では、矯正教育理解の背景資料として初等・中等学校の教育活動と実際の授業風景を事例的に紹介する (III)。まとめとして、第1報告と第2報告を通して総合的にフィンランドの少年問題を、「犯罪」、「刑法」、「少年法」、「福祉」、そして「教育」に関わらせて総合的に考察する (IV)。

なお、紙幅の都合上報告は2回に分けて行う。第I部としての今回の第1報告は、「I フィンランドの学校教育と矯正教育の背景」及び「II 青少年の矯正教育—VUORELAN SCHOOL HOME (ヴォーレラ・スクール・ホーム)—」を取り上げる。次回第二報告では、「III フィンランドの学校現場と授業風景—RAJAMAKI 小学校・中学校・高等学校の教員と子どもの日常—」を紹介し、その後「IV 総合的考察「VUORELA SCHOOL HOME」—人権を尊重し自主・自立を促す青少年の矯正教育—」と題して、第1報告と第2報告を統合して全体的に検討する。第1報告と第2報告を合わせて本報告全体が構成されることから、図表の番号及び本文中の節の番号はすべて第1報告と第2報告を通して連続番号を付した。

初めにフィンランド大使館が公開している国の歴史・基本的統計情報を基に、その変遷と現状を理解しておく。以下特別断わりがない場合、資料はフィンランド大使館(2013)による。

フィンランド フィンランドといえば、森と湖に恵まれ、幻想的でファンタジックな世界を連想する人が多いかもしれない。想像に違わず、豊かな森と無数の澄んだ湖がある静かな落ち着いた国だ。面積は日本より少し小さく、人口は遙かに少ない約500万人である。成田空港から朝鮮半島の北方を経てシベリア上空を横断し、ヘルシンキまで10時間弱の飛行で到着する。時差は7時間だ。通貨はユーロである(1995年EUに加盟)。隣国のスウェーデンではクローネが使われ、同じ北欧とはいえ事情が異なることがわかる。最初に、フィンランド大使館提供の公式情報から、国の現状を理解しておこう。日本と社会の在り方が異なるフィンランドを理解するには、国の概要を把握することが欠かせない。表1を見ると1917に独立とある。「独立」、このことばは、フィンランドが強国に支配されてきた歴史をもつことを物語る(表1)。

表1 フィンランド概略

<ul style="list-style-type: none"> ・独立：1917年12月6日 ・政府の形態：議会制民主主義 ・国会：200議席から成る一院制。4年毎に直接選挙 ・内閣：複数の政党による連立内閣 ・国家元首：大統領。6年毎に選出され、任期は最高で2期。 ・1995年にEU加盟 ・首都：ヘルシンキ ・日本との時差：-7時間。サマータイム(おおよそ4~10月)には-6時間。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国土面積(陸地と湖等)：338,430km² ・使用言語：90%はフィンランド語、5%がスウェーデン語、1%がロシア語を母語とする ・世界報道の自由指数 175カ国中の順位(2010年) 1位 ・教育分野に対する公的支出の対GDP率(2009年) 6.6% ・女性国会議員の割合42.5%(2011年) ・汚職認識指数(2010年) 9.2(9.2/10) —180カ国中の順位(2010年) —4位
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

スウェーデンとロシアの狭間で フィンランドが、世界史に登場するのは紀元後97年、古代ローマ時代だという。12世紀(1155年)にキリスト教宣教師がスウェーデンからフィンランドにやってきた。これを機にスウェーデン王国の一部となった。その後、フィンランドは、国土を何度となく隣国に分割・割譲されてきた。中でもスウェーデンとロシアは関わりの深い国である。「1700~1721年に、スウェーデンとロシアの間で大北方戦争が勃発」し、ロシアは、フィンランドに侵攻し占領した。スウェーデンはロシアに大敗し、フィンランド東部の一部もロシアに割譲された。その後、スウェーデンの対ロシア報復戦争(1741~1743年)で、フィンランドの東部をロシアに割譲した。その時、ロシアは、割譲された土地に住むフィンランド人の宗教的自由、不動産、法律や特権を保障した。19世紀初頭に、またしてもスウェーデンとロシアの間でフィンランド戦争(1808~1809年)が起こった。敗れたスウェーデンはフィンランドをロシアに割譲した。「ロシア

皇帝は自らフィンランド大公としてフィンランドを立憲君主制の大公国にした。フィンランド総督が皇帝を代表したが、スウェーデンの民法や刑法、社会制度の大部分が維持された。フィンランド人のルター派の信仰の維持も許された」。フィンランドが、隣国の戦争に翻弄され、侵略され続けた歴史を持つことがわかる。歴史的試練の最中で（1906年～1944年）、いち早く1906年の議会改革により、身分、性別、社会的階層、財産や地位によって制限されない普通選挙権が全ての成人市民に与えられたことは特筆に値しよう。日本との落差は大きい。日本の選挙制度は、制限選挙であり、1889年（明治22年）満25歳以上の男性で直接国税15円以上を納めている者に選挙権が付与された。1925年（大正14年）納税条件撤廃。満25歳以上の男性全員（総人口の20.12%）に選挙権の付与（狭義の普通選挙・男子普通選挙）が認められた。男女共に選挙権が認められる普通選挙は、1945年（昭和20年）の満20歳以上の男女に選挙権が付与されるまで待たなければならない。

ロシアからの独立 ロシア革命の年1917年の12月6日、フィンランドはロシアからの独立を宣言した。しかし、安定化への道は険しく、1918年「社会民主主義」と「非社会主義」との間で内戦が起き、後者が勝利を取めたが、人口300万人のうち約37,000人が命を失ったという。戦火は消えず、20世紀の世界大戦では、ソ連がフィンランドに侵攻し（1939～1940年）、冬戦争が起き、1941～1944年にもフィンランドとソ連との間で再び戦争（継続戦争）が再発した。「その結果、フィンランドの一部はソ連に割譲されるが、ソ連による占領を阻止し、独立と主権を死守する」。フィンランドの歴史は戦争の連続である。ソ連との対立があり、第二次世界大戦中フィンランドは「枢軸国」側に属していた。



図1 北欧・フィンランド (Worldatlas, 2015)



図2 フィンランド (旅行のとも ZenTech, 2015)

フィンランドは1940年代以降、北欧型福祉社会をつくることに取り組んだ。近代化が一気に進んだフィンランドでは、都市化や産業化、サービス経済の誕生がほぼ同時に起こった。男女平等が強く推進された。男女平等が福祉制度によって堅持されてきたことが、北欧型福祉社会の伝統を代表するフィンランドの特徴だ。福祉社会の財源は、税収である。最近では、IT産業で大きな収入を得た若者起業家が、高額納税を避けて海外に流出する。税の割合を軽減するか否かの議論もあるというが、「国民の生活は、納税による所得の再配分で保証する」、これが基本理念だ。

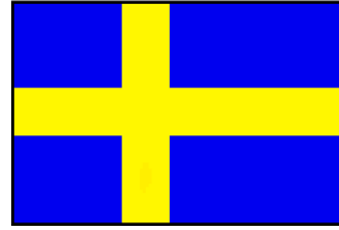


図3 フィンランド国旗（フィンランド国旗，2014） 図4 スウェーデン国旗（スウェーデン国旗，2014）

スウェーデンとロシアとの関わりが深いことは歴史が示すところである。フィンランドの公用語はフィンランド語とスウェーデン語である。国民の90%がフィンランド語を、6%がスウェーデン語を話す。北部フィンランドの言葉サーミ語にも法的な地位が与えられている。その他の言語は、ロシア語（55,000人）、エストニア語（29,000人）、ソマリア語（13,000人）、英語（13,000人）、アラブ語（10,000人）等である。スウェーデン語は、学校では必修科目である。国旗のデザインも両国の関係の深さを連想させる。北欧諸国の国旗は図柄が似ている（図3，図4）。

フィンランドの社会と教育 人口は約540万人、人口密度は低く、南部のヘルシンキ周辺の都市部に集中する（約130万人）。最近では、経費の節約等の理由から自治体の合併が進められている。日本と同様、直面する課題の1つに、社会的均衡・人口の年齢構成がある。高齢化社会の急速な進行だ。2010年末には255,000人を超える人口が80歳以上になっている。

1940年代以降、北欧型福祉社会をつくることに取り組んできた。スウェーデンが、世界大戦の最中に教育・福祉に重点を置いた国作りに舵を切ったのと同様である。既述のように近代化が一気に進んだフィンランドでは、都市化や産業化、サービス経済の誕生がほぼ同時に進行した。男女平等が推進され、それが福祉制度によって支えられてきたことは、北欧型福祉社会の伝統を率先して維持するフィンランドの特長だ。「フィンランドには保育園しかありません。女性が勤務するのが一般的だからです」、乳幼児施設の園長のことばが、女性の社会的活躍を裏づける。教育の平等も謳われている。ただし、日本のように大学進学率は高くなく、実業高校、専門学校を経て実務に就く若者の割合が高い。フィンランドの「対等・平等」の歴史は長く、最も尊重されてきた価値観だ。全ての人々が平等に扱われ、誰もが同等の権利と責任を付与されている。

1906年に国会改革が行われ、フィンランド史上初めて、普通参政権（性別、階層、富や地位にかかわらず）が全ての成人市民に認められた（女性の参政権は、欧州で最初、世界では3番目、被参政権を同時に与えた世界で最初の国だ）。男女平等が、基本的な価値観として重視され、憲法、特に「男女同権法」に記されている。各政策を担う関係当局は、決定内容が男女平等に及ぼす影響の事前確認が求められている。決定が男女差別につながることを防ぎ、男女平等を積極的に推進するためだ。

男女の平等な報酬は、公平で生産的な職業生活の基本的条件である。現在、正規雇用女性の報酬は、正規雇用の男性の約8割と低く、1990年代からほとんど変化していないという。政府と中央の労働市場組織は、男女間格差を是正・緩和（2015年までに15%に縮小）する目標を立てている。

公平・平等社会と教育の重視 教育は伝統的に重視され、質の高い教育を平等に、全ての市民に提供することに力を注いできた（図5）。大学を含む全ての学校は、税金によって支えられている。義務教育は、私立公立を問わず無料である。私立学校は、自治体が保障すべき教育を補完するもので、経費は公的資金が投入される。1970年代の教育改革によって、フィンランド人の全ての子どもには、9年間無償で学ぶ権利と義務が与えられた。平等の原則には、年齢、出身、言語、信仰、

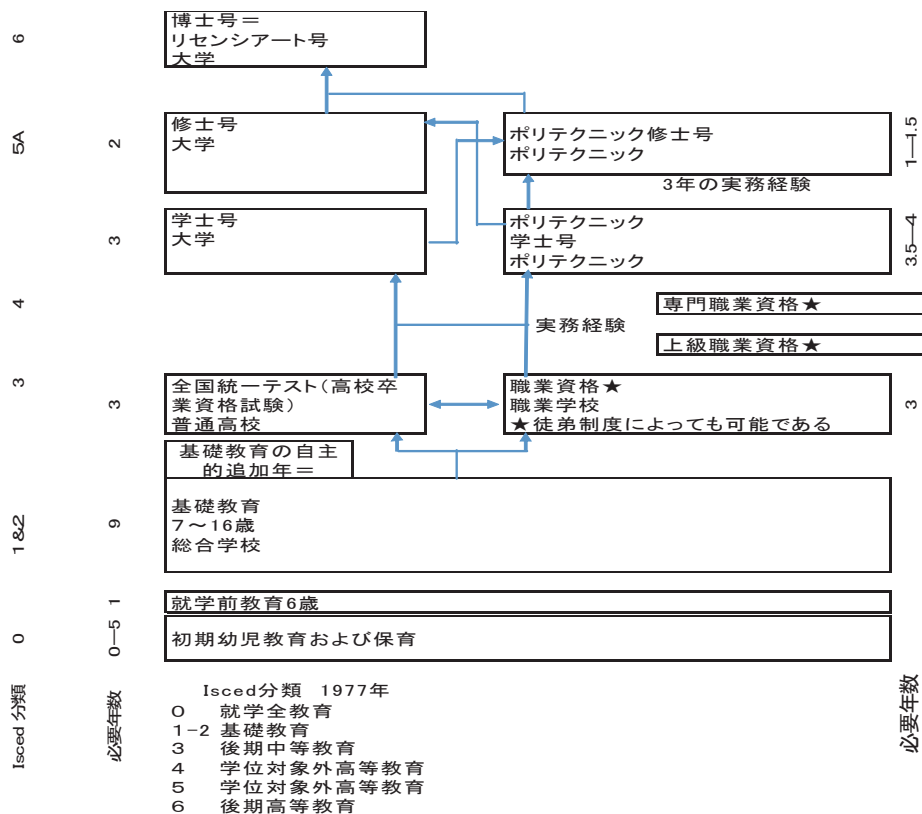


図5 フィンランドの教育制度 (FINNISH NATIONAL BOARD OF EDUCATION, 2013)

健康状態を問わずに平等であることが含まれる。

フィンランドの教育については、水準の高さが様々に論じられ、幾多の本が著されてきた(堀内, 2008, リッカ・パッカラ, 2008)。私たちが訪問した学校では、異口同音に「勉強時間は長くはない」、「宿題も課さない」といわれた。1990年代に根本的な教育改革に乗り出し、教師の質の向上を図り、教師への信頼を高め、彼らの裁量を拡大した。教育現場でのIT機器の活用も一気に進めた。では、質の向上、信頼・裁量の拡大とは実際にどのようなことを指すのか。この点を、現地の学校を訪れ、実際に子どもに接し、先生に話を伺い、教室や施設を見て確認した(III参照)。教育を重視する点は、フィンランド社会の最も重要な特長であり、社会的基盤である。国・社会が、老若男女すべての人々の人権を尊重し、基本的な権利は保障する、という考えが浸透している。郊外の中学校を訪問したとき、フィンランドの教員の組合加入率を尋ねた。担当授業時間の違いによって、出勤時間は異なるし、帰宅時間も一樣ではない。職員室にはコーヒーサーバーがあり、業間休みにお菓子を食べながら談笑することもできる。教師の教育活動の自由度は大きく、実践する教育方法や教材の選択の裁量が認められている。したがって、教師は、労働条件や教育条件の改善を取り立てて問題にする必要はなく、「労働組合への加入者はごく少数だ」と勝手に思い込んでいた。「ほとんどの教員が入っています」、意外な返答にとっても驚いた。「行政や教育委員会が、社会的に保障されている教育施策をきちんと実施しているか、教育環境を整備し、法的基準に合った仕事をしているかチェックし、監視することが必要だから」という。

フィンランドの「公平・平等」の観念を、日本の日常生活や日本的価値観から理解することは容易ではない。北欧の社会は、「税金が高い」といわれるが、「所得の再配分」であり、それによって社会的公正・公平を保障するという。「起業」することも、IT産業で莫大な利益を得ることも

自由だ。ただ大きな利益を得たとき、少し余分に社会に還元して、所得の公平化に寄与してもらおう。「事業に失敗しても、心配はいらない。そのときは社会が面倒を見るから、路頭に迷うことはない」という。高等教育への進学率も日本ほど高くはなく、若者は多様な労働に就く。職種を問わず労働に見合った賃金が、広く一般に保障されているからであろうか。しかし、問題も垣間見えてくる。最近ではIT企業などの企業・経営によって、若くして一大財産を築く人も増えてきた。中には「高い税金」を嫌い、海外に拠点を移す傾向も見られると、フィンランドに永住している案内の松島さんから聞いた。教育界に長年勤務してきたパイビさんの話しも同様だった。

II 青少年の矯正教育

VUORELAN SCHOOL HOME (ヴォーレラ・スクール・ホーム)

(2013年9月20日, 12:25~15:10)

1 施設での生活と教育

学校の概要と配置 スクール・ホームは周りを森に囲まれた施設だ。その広い敷地にバスで入った。グラウンドでは、生徒が先生と体育の授業をやっていた。バスは、本部事務棟の前に停車し、私たちは所長（女性）と副所長（男性校長先生）の出迎えを受けた。建物は木造で、120年前の建築だそうだ。敷地はかつてこの地域を治めていた地主の荘園があったところである（図6）。一帯は静かな森に囲まれた「自然の家」と呼ぶのがふさわしいところであった。一面緑の芝生に覆

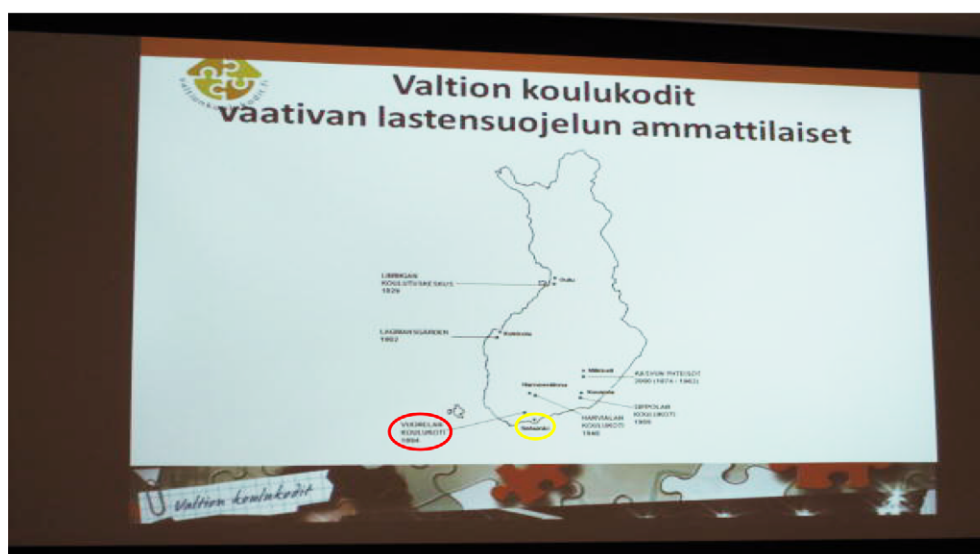


図6 6国立矯正施設（ヴォーレラ矯正教育施設（赤丸）とヘルシンキ（黄色丸））

われ、きれいに手入れされていた。秋にさしかかり、敷地内にはたくさんの実をつけたリンゴの木があちこちに立っていた。学校の周りの藪には紫の小さな実をいっぱいつけたブルーベリーが生えている。屋外運動場で教師と生徒が2,3人で何かやっている以外、構内に人影はほとんどなかった。入所する子どもはそれほど多くない様子だった。かつては人里離れた寂しい農山村だったのであろうと想像できる風景だ。実際昔は森林に囲まれた辺鄙な農村だったという。敷地内には4つの建物（男子寮、女子寮、学校、本部事務棟）と2つの別棟（倉庫・作業場）がある（図7-図10）。建物の配置は、下図の通りである（図7）。

ここは国立少年矯正教育施設（School Home）であり、非行少年・少女等のための施設である。13歳から17歳までの子どもが入所している。現在26人の子どもが生活している。男子7人、女子

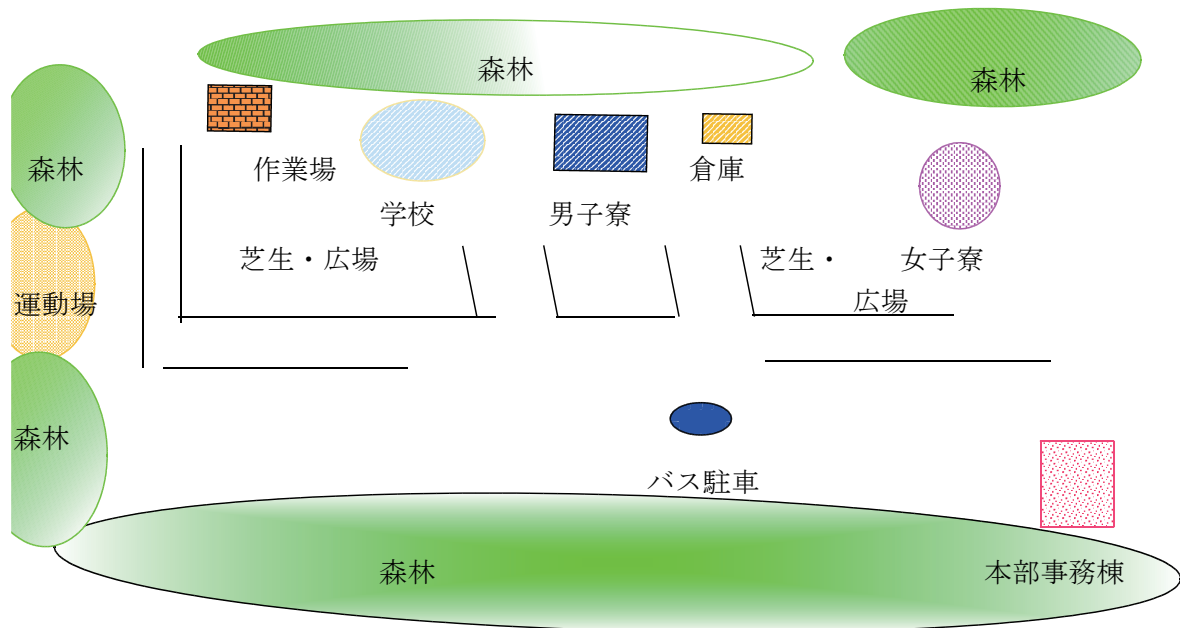


図7 国立ヴォーレラ青少年教育施設 (School Home)



図8 大型バスで施設に到着



図9 入り口に立つ所長



図10 本部棟前の所長・校長

19人だ。職員は、46人勤務している。学校には食堂があり、寮にも食堂がある。女子は3つのグループに分けて共同生活をさせる。School Homeの名称に教育的更正重視の姿勢が象徴されている。

最初に女子寮を見学した。土足は禁止で、入り口で靴を脱いで寮内を回った。まず、120年前の所長「ハンナ」が居所とした部屋を見せてもらった。今は寮の生徒が日常生活で使用している。生徒の朝の起床時間は7時15分、朝食は7時20分から30分までだ。食事担当の子1人と一人の教員が朝食の準備・配膳をする。8時15分に学校に登校し、授業を3時間受ける。その後、昼食を食べ、授業を受ける。13時45分には授業は終了する。そのまま下校し寮に帰る。学校中心の生活だ。

女子寮 寮には2,3人の職員がいる。寮に帰った生徒は、おしゃべりをするなどして、しばらく自由な時間を過ごす。「宿題の時間」があり、学校で出された課題をする時間が設けられている。子どもの勉強の手伝い、援助をするために学校から2人の助手が寮にやってくる。夕方に軽食が提供される。宿題が終わると、15時から21時の間は、自分のケータイ電話でおしゃべりをしてよい時間になっている。17時から夕食になり、その後は自分の趣味の時間で、各自が自由に使える時間である。運動クラブや、バンドクラブ(音楽)がある。乗馬クラブもあるが、これは職員の団体用で、この施設外のクラブに通うことになる。乗馬クラブは、セラピーの意味がある。さらに、19時20分には夜食が用意される。その後、子どもたちが何をやるかは自由である。22時には消灯



図11 女子寮遠景



図12 男子寮遠景



図13 女子寮共同利用室

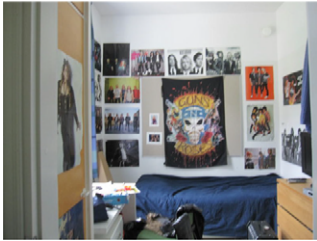


図14 寮生の個室A



図15 「独居房」

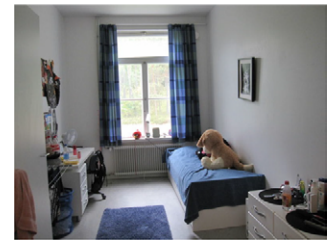


図16 寮生の個室B

になる。子どもへの拘束が少なく、福利厚生が行き届いている（図11－図12）。

この施設の教育・指導体制の一つとして、福祉グループが作られている。責任のある職員が一人一人、子どもの相談相手になっている。各セクションには、家庭との連絡員がいる。また、精神科医が1人いて、この医師は施設全体の医務を担当している。これらの職員と共に、子どもの教育を担当する教員スタッフがいる。生徒個別に対する支援がとても充実している。所長の話では、子どもたちにとっては、就寝することよりも、朝起床することの方が難しいという。

女子寮の子どもたちの居室を見せてもらった。各自に個室が割り当てられ、10畳程度の広さがある。調度品やポスター等を揃え室内を装飾することは、ある程度子どもたちの自由に任される。ある部屋には、ロックバンドの大きなポスターが貼ってあった。テレビの持ち込み、視聴も許されている。自分のテレビがなく利用を希望する子には、貸与される（図13－図19）。男子寮にはサウナが設置されている。サウナは、特に恵まれた設備というよりは、フィンランドの生活・文化を反映して設けられているということである。サウナについては、後にまた簡単に触れる。

粗暴であったり暴れたりし、特別な処遇が必要な子ども用の「独居房」がある。この部屋は、外から鍵がかかり、室内の様子を監視できるようドアに「覗き穴」がついている。時には一時的に処遇の難しい状態にある子どもも入所することを示している。この部屋に子どもを受け入れる場合には、職員が一人担当者としてつく（図15）。

施設には、共用の洗濯機（洗濯室）や居住グループの子どもが集まって話や交流ができる炊事場付きのラウンジもある。個室で生活する子どもたちの共有空間であり、交流・コミュニケーションの場である（図18－図19）。寮には掃除をする専属の掃除人はいない。職員と子どもたちが寮

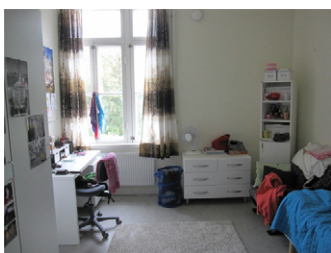


図17 寮生の個室C



図18 共同利用の居間



図19 共同利用の炊事場

の一切の掃除をする。男子寮と女子寮は、別棟である。ここで紹介する写真と説明は主に女子寮で、その構造・造りについてである。男子寮も基本的には同じ造りだ。

施設内学校 施設のある敷地は広く、寮と学校は密集することなくそれぞれ適当に離れて建ち、建物の間には芝生で覆われた広場が広がっている（図20）。芝生はきれいに刈られ、赤く色づき始めた実をつけたリンゴの木やブルーベリーが調和のとれた景観を生み出している（図21、図22）。



図20 施設内学校



図21 敷地隅にある運動場



図22 森に生えるブルーベリー

敷地の隅には整地しただけの素朴な運動場があり、先生と生徒が全国大会に向けた練習をしていた。この施設と同じような School Home が全国にいくつか（6箇所）あり、対抗・交流試合がある。そのための練習をしているのだ。



図23 学校校舎近景



図24 学校の教室



図25 学校内1階の食堂

緩やかな坂を登ると、右手に学校がある（図23）。学校の左手には、木工や織物等の実習をする作業棟が建っている。学校の校舎内を見せてもらった（図24－図29）。2階建ての校舎は、きれいに整備されていた。食堂のテーブルや椅子はすべて木製で、柔らかくて暖かい印象を与える。



図26 開校当時を偲ばせる写真



図27 昔使った机



図28 村の礼拝堂だった体育館

開校当時の写真が食堂やロビーに掲げられていて、施設の長い歴史を感じ取ることができる。授業はいくつかの教室で行われる。先生が授業ごとに教室を移動することはない。決まった教室で授業をする。生徒が授業に合わせて、教室を移動するのである。教師は4人、助教が4人いる。

ここにいる生徒は、全ての子が義務教育（学校）に通う（通っていた）子というわけではない。職業高校に在籍している子もいる。例えば、女子ではレストランのコック養成の職業高校のコース、男子では職業高校の旋盤コースに通う（通っていた）子もいる。入所する子どもの年齢に幅があるということである。

一階には食堂がある。夕食は食堂で作り、当番が食事を寮に運んで寮でみんなで一緒に食べる。



図29 旧礼拝堂の暖炉



図30 寮生のラウンジ



図31 きちんと並ぶ靴

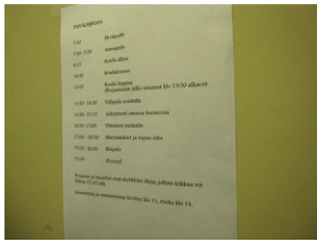


図32 寮生の日課表



図33 雰囲気のある共用学習室



図34 サウナ風呂

この施設は、広い土地・農地の中にあり、昔は牛乳もこの地でとれた。1800年代の終わりの頃、フィンランドが独立するまで、この地には学校があった。当時は重要な教育施設であった。非行者も一般の人と一緒に教育を受けていた時代だった。この敷地一帯は昔荘園のあったところだ。

学校には体育館があり、かつてはこの地域の礼拝堂であった。体育館の前の部分には暖炉があり、これは当時のなごりである。礼拝に用いたその頃の椅子は、修理されて地下室に今も保存されている。かつては、School Homeの敷地は、地域一帯をまとめる中心地だったのである。この学校では、女子は3つのグループに分けている。この施設での今までの最大の収容人数は50人であった。施設は掃除が行き届き、清潔に維持されていた(図30-図34)。

男子寮とありし日の地域共同体 学校の隣には、男子寮が建ち、寮内はとてもきれいに整理されていた(図30-図34)。ラウンジ(西洋式でソファがあり談笑できる場)は、女子の2つのグループが利用している。サウナが設置されていて、この時期(9月頃)、男子は毎日サウナを利用できる。女子は男子ほどサウナが好きではないという。

学校、男子寮の隣には、かつての荘園時代の古い建物が保存されている。今でも屋根の上には小さな「小屋」があり、中には鐘が吊されて残っている(図35)。この鐘は、農場があった頃、定時に鳴らしたという。鐘を合図に住民みんなが集まり食事をしたのだそうだ。この地にこうした矯正教育の施設を作ったのは、町の中心地から離れていたからだという。日本の児童自立支援施設(旧教護院)も人里離れた民家の少ない、町や集落から離れた不便な地に作られた(たとえば、埼玉県内にある国立の男子自立支援・矯正施設、栃木県内にある女子施設なども、人家がまばらな人里から離れた地域に建てられた)。矯正教育には、静かな落ち着きのある自然豊かな教育環境(図



図35 昔の村の「時の鐘」



図36 緑に映える赤いリンゴ



図37 自然を生かした矯正教育

36, 図37) が必要だったことであろう。同時に、矯正施設に収容された青少年に対する住民の「危惧」と「不安」を和らげるために、遠隔地が選ばれたことも一つの理由であったと考えられる。

国立矯正教育施設 施設の歴史の変遷と、現在の矯正教育、教職員の仕事内容、そして仕事の厳しさと苦勞について所長に説明していただいた。校長先生が、資料として大画面に国立少年施設の概要をスライドで写し、それに沿って所長が解説してくれた(図38, 図39, 図40)。以下では、所長の説明に沿って内容を整理した。記述は、所長の語りを再現する形で行った。



図38 お茶・お菓子 (所長)



図39 施設説明 (所長・校長)

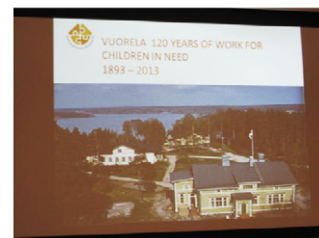


図40 1893年開所

施設は、最初の設立時から国立の施設であった。このホームの管理は、国立保健研究所が行い、すべての面で責任を持っている。ただし、教育については教育・文化省 (Ministry of Education and Culture) が責任を持つ。全国にはこの種の学校 School Home が6つある。全体の統括責任者は国立保健研究所である。6施設を運営するための総合運営委員会がある。6つの組織の財政を統括する担当者があるし、学校を統括する担当者もいる。国立であるが、担当者は自治体から出され、いずれかの市町村から管理者が派遣される。入所している生徒の経費は、彼らの出身の市町村が負担をする。生徒一人が施設内で生活するのにかかる一日当たりの必要額を計算して、市町村が支払うのだ。生徒の「性格 (人格・人間) 教育」は、国立の施設では無料であるが、経費は国が負担をしている。国の負担分のうち一部の負担は市町村に回される (請求される)。

国立の施設の他に約600の私立の施設がある。それらの施設は、市町村自治体から運営を委託されている。大きな町では、名称は異なるが公立の施設がある。例えば、ヘルシンキには「青少年の家」がある。子どもたちが、どの施設に入所するのかを決めるのは、各自治体が行う。各市町村は、委員会を開いて子どもの入所先を決める。私立と公立の処遇と教育には、若干の違いがあるが、施設の職員はその決定には関与していないという。公立の施設は、施設運営上の経済的「採算」を意識しないが、私立の場合は考慮せざるを得ないという。ただし、国、自治体には基準があるから、基本線では生活や処遇に大きな違いはない。児童保護については、政府が管理・運営する施設が一番厳しい。公立の施設では、行動制限、部屋・室内のチェックがあり、電話の使用等々が厳しく制限される。例えば、部屋のチェックでは「薬」を隠し持っていないかなどを調べる必要がある。こうした点検は、特に国立の施設では厳しく行われる。

入所対象の青少年 私立の施設は、利益を上げなければならない。それに対して国立の施設は、「利益・採算」には関わらない。国立の施設に入所するには、条件が3つある。第一に、本人に原因があり、暴力問題を抱える青少年であること。精神的な問題、アルコール問題、麻薬や犯罪に絡む問題、等々を抱えていて、友だち、親、教師と上手くいかない場合などに入所対象者になる。第二に、子どもを取り巻く環境に問題があることだ。親族に不和がある、アルコール依存、麻薬の問題を持つ親がいる、親が無責任である、両親がアルコール中毒である、親が精神異常である、家族が性的虐待をする、等々でトラウマを持つ青少年が入所の対象者になる。第三に、自治体が矯正教育のプログラムを実施しても効果が上がらない子は、入所の対象者となる。

施設によって、国立の施設同士でも若干性格が異なり、処遇の仕方が違う場合がある。ここでは、子どもを6人のグループに分ける。施設によっては、個々の子ども一人ずつに担当者をつけるところもあるが、この施設ではそれはやらない。他の3つの国立の施設では、子ども毎に個別対応をする。公立、国立の施設でも、施設によって、処遇の仕方、教育の仕方には差異があるということだ。

施設の生活は子どもに厳しい制限を要求するため、3ヶ月間は彼らの様子を見る。それぞれの子どもの特徴を鑑別するために、「鑑別所的」に子どもを観察するのである。3ヶ月経ってから、子どもの処遇を決める。子どもの処遇・対応は、教職員の担当する子が少人数であるに越したことはないが、それには多くの職員が必要になる。フィンランドといえども、職員数を確保するのは難しく大変だということを示唆している。保育園で園長が、「職員が定足数に達していないので、教員の子どもが急病で、看病のため突発的に休む時は、職員間で仕事を調整するのに一苦労する」と話していたことを思い出した。

年少者が入る施設があるが、長期入所になるので、家庭的な雰囲気を持たせるようにしているという。かつては家から離れた遠隔地の施設に子どもを収容することもあったが、今では特別の事情がない限り、居住地の近くの施設に配属する。スウェーデン語を用いる入所者もいる（フィンランドはフィンランド語（第一公用語）とスウェーデン語（第二公用語）の二カ国語を公用語としている）。

どのような子を入所させるかについては、市町村のソーシャルワーカーが連絡してくる。子どもがどのような問題を抱えているのか等について、まず電話でやりとりするのだ。入所の決定については、決定機関が決める。自治体の責任者は、子どもについての報告書を作成する。施設職員と関係者が、協議・話し合いをして、この施設に入所させるのが適当か否かを決める。施設に入所する場合には、父母に子どもと一緒にこちらに来るように連絡をする。来訪時には、自治体の決定者も一緒に来る。したがって、入所時に集まる人は、次の人たちである。子どもとその両親、自治体の決定責任者、本校の責任者、所長、タロカクシェン（ここの地元自治体）の職員だ。最初の面接では、本施設の活動を紹介することが中心で、この施設に入所することを勧めるわけではない。School Homeの情報を提供し、親がゆっくり決めていく。この施設・学校の活動報告書を渡して考えてもらう。この施設・学校でどのような生活指導・教育を行うのかを説明するのである。同様の情報はネットでも読むことができる。活動内容を両親に理解し承知してもらうことが大切だという。「親に文句を言わせない」ためにもこれは必要なことである。この仕事をするには、親との信頼関係がとても重要だからである。

子どもの生活と教育 国立の6つの施設のうちでも、この施設は、子どもの一のグループを6人にし、家族と施設で責任を分担をする傾向をより強くもっている。職員にもそれぞれ特徴があり、中には人間関係をうまく作ることができる人がいる。子どもがこの施設に入所することを親が承知しないことには、よい教育効果が出せない。親を説得するが、説得できない時は入所を断る。親と家族はいつでも自由に施設に来ることができる。宿泊施設も整っていて、一晩のみ宿泊することが可能である。夏には週末に2日間の宿泊を認めることもある。子ども、親と親族のためにこの宿泊制度ができた。その背景には、次の事情があった。子どもには休暇を与えて家に帰らせるが、子どもによっては、理由があつて家に帰ることができない。その場合のことを考慮して制度を作ったのだ。

施設に入所する子どもは、南フィンランド、首都圏居住者にほぼ限られる。あまりに遠隔地に

ある施設に子どもを入れるべきではない。家族とすぐに会える範囲に入所させるのがよいという。ただし、時には意図的に遠くの施設に入所させることもある。それは「悪い仲間」から引き離すためであり、600kmも離れた施設に入れる（収容する）こともある。

学校は、一階と二階がある。各セクションには職員がいて、それぞれに責任が決まっている。5、6人の指導員がいて、みな資格（diploma）を持つ人たちである。各セクションには夜間勤務専門の職員がいる。校長以外に、4人の先生と4人の助手がいる。授業は、朝（午前中）、学科の勉強が3時間あり、そのうち1教科は選択科目である。家庭科も教え、木工や織物等の内容が含まれる。入所する時には簡単なテストを実施し、子どもの学力・能力を測定する。特別な援助が必要な子には「特別な援助が必要な子」と記録に記入する。子どもについては、3ヶ月間様子を見た後、所長、精神科医、子どもの世話担当の責任者、校長で協議して処遇と教育計画を作成する。その後、処遇の決定について、子ども本人と父母を呼んで話し合う。

一般にこの施設に入る子どもは、学力に困難を持つことが多い。注意力に欠ける子が多く、行動を制御できない子も少なくない。クラスの生徒の人数を少なくし、少人数指導・教育をする。4人から8人を一クラスにし、先生1人と助手1人がつく。年齢が高くても、勉学能力の低い子もいる。義務教育が終了している年齢であっても、「義務教育が足りない」場合にはこの施設に入ることがある。17歳で退所するが、例外的なケースもある。少人数にすると、一人一人の子に合った勉強方法を計画できる。男子寮には7人収容されている。2階に4部屋、1階は共通空間、他に半地下がある。

女子寮では、子どもには必ず指導員がつく。若くて子どもと年齢が近く、話のできる人を選ぶ。子どもが悩みを打ち明けられる人であることが重要である。男子に比べ、女子に精神的な悩みを持つ子が多いことが関係しての対応であろうか。ここに来る子は、どこかで法的な問題を起こしているという。大切なことは、不信感を強く持つ子どもと、指導員が信頼関係を少しずつ取り戻していくことである。精神科医、家庭指導員、先生が話し合いながら、子ども用のプログラムを作っていく。その際、市町村のソーシャルワーカーも重要な役割を果たしている。

職員・サポーターの仕事 施設には多くのサポーターがいる。ここの職員は、優れた教育的背景を持つ人が多く、各地から職員や学生が研修によく来る。家庭セラピー専門の人が教え指導することもある。性的に「利用された子」に対する対応の仕方に関する講習も開かれる。これから増えてくると予想される移民についての講習会も開催される。アルコール中毒、麻薬に関する講習も行われる。精神科医による追加講習もある。各種の研修・講習会が企画・開催されており、多様な特徴・背景を持つ子どもが入所することがわかる。

矯正の仕事は辛いもので、厳しい仕事であると所長は語る。雇用主（政府）が、職員を大切にしないと、退職する人と「つぶれる」人が出てしまうという。また、他方で職員自身の自覚がないと、自分がやっている仕事の意味や意義が曖昧になってしまう。自分が何をしているのか、なぜこの仕事をやっているのか、矯正教育・指導に深く関わるこれらの意識を職員自身が持ち、自覚することが大切である。さらに、子どもたち・若者に曖昧に接するのはよくないという。子ども、家庭、そして職員の努力が一緒になり統合されることで矯正教育の効果が生まれるのである。施設内では、安全を確保することが重要であり、暴力を徹底して排除する。ことばの暴力も禁止する。職員には、禁止事項を細かく示した指示書が渡されているようだ。

積極的に職務を遂行するためには、職員の士気は大切であり、職員の健康管理に気を遣い、労働環境の整備を丁寧に行う。職場の活力を維持し更に高めるためには、職員の楽しみ、娯楽を確保

することも大切なことだ。ロックバンド等の活動があるのもその一つである。職員には、ジム・スポーツ施設などの無料の利用券がもらえる特典もある。国立のSchool Homeは他より退職者が少ないという。彼女は、28年間所長として働いているとのことだ。

子どもに応じた施設への配属と教育効果 フィンランドでは、中学1年生から3年生の施設入所が最多である。殺人を犯した子は、15歳以上になると刑法犯罪が適用される。しかし、「児童保護」が生かされるので、刑務所に行くことはない。15歳以下であるなら、この施設に来る可能性が高い。精神的治療が必要な時、21歳以下であれば青少年刑務所に収容する。他の学校や教育施設とこの施設内の学校との違いはないという。能力的にこの施設の子が他より劣っているということはない。子どもの自由を認めた教職員のサポートがあり、生徒への教育効果は上がる。所長曰く「学校に行くために子どもたちはhomeにいます」。子どもたちが、勉強することで、「義務教育修了書」を渡すことができる。「教育専門家の先生と1対1で勉強しているのだから、成績が上がらないわけがない」と所長は話す。施設を出た後に子どもが進む上級学校は、必ず見つかるという。Homeの生活と教育は少人数で行われ、子どもは小さなグループの活動に慣れている。そのため「大きな社会」に出た時に戸惑わないように配慮することも必要だ。入所期間は、2年と数ヶ月の子どもが多く（1年～8年）、「矯正教育」は長期に及んでいる。

発達障害のある子は、通常この施設には来ない。発達上の障害があつて、問題を起こした子どもが入所する施設は、障害者用の施設として別にある。ただし、発達上の遅れが少しある子どもが入所することはある。ここに入所しているということは、家庭から子どもを引き離していることを意味している。施設を出た後、子どもが「どのようになっているか」、予後を21歳まで追跡調査しなければならない。病気の有無、居住地・住居環境、就いている仕事、等々に関する矯正教育終了後の子どもの現況調査である。

施設内教育の苦勞 この施設の教員は、一般の教員免許と特別支援教育の教員免許を併せて持っている。教育の専門家であり、一般の学校の教員と何ら変わらない。みな公立学校の先生になることのできる教員である。ただ、所長の次のことばは、一般の学校とは異なる苦勞が矯正教育・施設での教員生活にはあることを物語っている。「このHomeの職員は、『火山の噴火口』に立っているようなものです。いつ何が起こるかかわからない仕事をしています」。緊張を強いられる環境にあるということだ。「暴力問題は起こらないですが」と付け加えた。子どもが誰をも信頼しない時、職員のフラストレーションが大きくなる。子どもに幼少時からのトラウマがあると、予期せぬ事態が起こることがあるという。不信感の強い子には、指導員を変えず継続した対応をしている。個々の子どもの特徴を考慮した対応を重視していることが分かる。子どもと教職員の意志疎通を図り、人間関係を良好に保つことが矯正教育の基礎になっている。

施設を出た後、子どもを独立させることが大きな課題で難しい、と所長は話してくれた。最低1年間はこの施設で教育することが必要で、1年は子どもとの信頼関係を築く上で必要な期間である。この学校の先生は入れ替わりがなく、原則的に異動しない。転勤がないのは、一般の学校の教員にも当てはまる。「年金退職」するまでhomeに勤務する。教員以外の職員の入れ替わりの方が多い。夜中の勤務を嫌う人やキャリアを積みたいと思う人は、退職したり他の仕事に移動したりすることもあるそうだ。

Homeでは特殊な能力を持つ人が勤務しているから、集まって頻繁に話し合った方がよいという。異なる職種の専門家が複数、相互の理解を促進する機会を意識的に作る必要があるということである。教職員の仕事の疲れを防ぐには、お互いに助け合う以外に方法はない、と所長は話す。

それでも疲労してしまうことがあるという。フィンランドの教員事情を語る所長の話は、矯正教育に限らず、教育を考える上で興味深い。背景が大きく異なるとはいえ、日本の教員の置かれた状況にも通じるところがあるように思う。一般に、小学校、中学校、高校の先生が、「仕事がおもしろくない」ということが多くなっているのだそうだ。教師の仕事に「魅力がなくなってきた」との声が多くなっているのである。「学校を見るとわかるが、特に男性の教員が少ないのです。父母との関わり等、教えること以外の仕事が多くなり、教員は『雑用』の負担を強く感じてしまいます。男性教員が少ない理由の一つは、彼らが給与条件のよい仕事を求めることにあります。教員になるには、大学で5年間の教育が必須です」。所長のことばからすると、長期の教育が求められる割に教員の給与が少なく、教職のもつ魅力が減少しつつあるということだ。教員免許を取得すると、色々な職業に就く機会が広がる。教員養成には、多方面の教育を受けることが基礎プログラムとしてあり、幅広い能力が学生の身につくからである。その結果、教員免許を持つ学生の就職先は「引く手数多」になるのだそうだ。教員養成カリキュラムの充実と幅広い応用能力の育成が、皮肉な結果を生んでいるともいえる。

矯正教育が、困難や苦勞を伴うことは国を超えて共通する。しかし、フィンランドの矯正教育が、子どもの人権を基本に据えた個に応じた対応や支援を実施している背景には、北欧型の手厚い福祉施策がある。子どもの施設生活にかかる費用は、一日の生活費が285ユーロ、学校教育費用が一日65ユーロで、合計一日350ユーロの費用になる。この経費は、各地方自治体の負担になる。精神科医の配置は、この施設全体で1人である。手厚い矯正教育には、福祉制度の充実と共に、教職員の専門職員としての自負と献身的支援があることも忘れてはならない。

2 考 察

「青少年教育施設の教職員は、仕事としてはきつく厳しい」、所長はこう語った。矯正教育の難しさを暗示している。青少年保護法があるので、子どもが刑務所入ることはないが、それなりの矯正施設はあるという。少年法には、北欧型、英米型、欧州大陸型の3つの型があり、フィンランドの少年法は、北欧型の特徴を備えている（齋藤, 2014）。少年裁判所は置かず、福祉法に基づく行政機関の広範囲な活動の中で少年問題を取り扱い、社会福祉機関による一元的なシステムになっている（同上, 2014, pp.67-69）。犯罪を犯しても、少年の処遇は、刑事手続きよりも社会福祉手続きにより、改善更生のための取り組みが行われる。少年の非行に対する対応は、教育的処遇が基本になる点では日本も同様である。しかし、フィンランドでは、基本的人権や子どもの権利を基本に据え、平等や自由を重視している点など、社会に深く浸透している価値観が日本と大きく異なっている。個の確立、個人の自立を促すこと、社会参加と構成員としての自覚をもたせることが強く意識されていることは、日本の社会を振り返るとき私たちが深く考えてみるべき問題である。

フィンランドでは、刑事責任能力は15歳以上の少年に適用される。少年の定義は「15歳以上18歳未満」である。少年になんらかの問題がある場合（警察、家族、医師、地域住民などからの通報・連絡による）には、地方自治体の社会福祉局が対応する。親の虐待など緊急の特別措置が必要なとき以外は、ソーシャルワーカーが3ヶ月かけ少年と面談・調査して処遇を決める。子どもを保護・支援する必要がある場合、対応には少年の意見を聞き、原則として本人の同意が必要である。支援（週一回程度）の内容は、子どもと家族の関係調整、財政支援、ボランティアが家庭に滞在して行う「家族支援」やセラピー受講などがある。これらの支援は、施設に収容しない福祉的支援

である。これらの支援対象者には、通報・連絡のあった少年（約6万人）全体の約5/6が該当する。日本でも、選挙権（被選挙権除く）年齢を18歳に引き下げることが決まったが、経済格差の拡大が指摘される今、青少年の育成と自立を促すためには、社会福祉的視点の強化が同時に必要になるであろう。若者、女性やシングルマザー、そして子どもの貧困化が社会問題化している日本の現状を改善するためには、男女平等を浸透させることや労働環境を整備し正規雇用を増やすことなどが必須条件である。基本的人権と子どもの権利をしっかりと認めるなど、国民の生活を国が保障する北欧型の福祉施策の優れた点から私たちが学ぶことは多い。

今回訪問した施設には、暴力的行動や薬物などが絡んだ非行少年が多く入所しているようだ。入所理由等の施設統計を紹介した案内パンフレットがなく詳細は不明である。しかし、所長が施設を案内してくれたときには、入所者が興奮したり暴れたりした場合に一時的に入室させて様子を見る「単独房」があった。説明では、施設内では一切の暴力は厳しく禁止している旨の話があり、暴力問題が少年たちの背後に少なからずあることを伺わせる。所長の「火山の噴火口」に例えた表現は、子どもが興奮し暴力的行動に出る「不測の事態」があることを意味しているのであろう。困難を伴う青少年の矯正教育にあっても、なお個室を基本にし、室内の装飾などに個々人の好みと自由を認める所にも、日本の場合とは質的に違う子どもに対する「人権感覚」が表れているように思う。日本では、個人の更正教育に集団的規律、集団的行動を重要な要因として介在させるのに対して、フィンランドでは集団に焦点を当ててのではなく、「個の成長」・「個の確立」を目指した教育が施されている。矯正教育・教育における集団と個人の関わりや位置づけが、日本とフィンランド（北欧型福祉国家）ではどのように異なり、国や社会のあり方にどのように反映しているのか検討し、明らかにすることは重要であり意義のあることである。

子どもの人権を認め、尊重する例は至るところで見られる。施設に収容する場合、本人の同意が必要である。同意がない場合は、行政裁判所（全国6カ所）が、収容の適法性を判断する（2006年に福祉局から行政裁判所に権限委譲）。判断は、2名の裁判官、ソーシャルワーカー（または心理学者1名）が行う（齋藤, 2014, p.70）。国立少年施設（koulukoti）は、全国6カ所にある（図6）。私たちが訪問したヴォーレラ少年施設は、ヘルシンキに近い所にある。収容の目的は、あくまでも「教育による子どもの自立」である。「少年を保護して教育を与え、その上で就業させることで、少年の自立を促すことにある。少年をできる限り通常の社会生活を送ることができるようにして、社会復帰させる」（齋藤, 2014）のだ。繰り返しになるが教育がいかに重視されているかがわかる。

矯正教育と施設の運営費・財源の98%は地方自治体が負担している。他方で、所長の「施設の仕事には苦勞が多い」と言うことばに裏づけられるように、国立の施設に入所する少年は、他の施設に比して問題の多い若者であり、非行が多い」という。入所少年の年齢は12歳から18歳で、一施設平均40人が生活し、平均2年程度の矯正教育を受ける。一般的傾向として、男子に問題行動をとる者が多く、女子には精神的な問題を抱えるケースが多い（齋藤, 2014, pp.71-72）。ヴォーレラの施設でも女子には個別に指導員を配置し、子どもの悩みを聞き対応できるよう特別な配慮がなされていた。精神面あるいは行動面での男女の特徴の違いを反映した施設側の対応であろう。2年の収容期間は、短いとはいえない。社会福祉的な手厚い保護と支援が行われ、行き届いた教育が実施されているから入所期間が長くなるとも理解できる。しかし、非行が深刻で更正教育に長時間を要するとも解釈でき、厳しい矯正教育の現実があるのかもしれない。

施設内の生活には規律と厳しさが伴う。同時に、親の面会・宿泊が許可されたり、寮内での子

どもの生活は個室が基本で、室内調度品としてテレビの持ち込みが容認されたり、好みのポスターを壁に貼ることが許容されたり、日本の矯正施設に比べ自由度が格段に大きさい。「拘束」ではなく、「自由」と自律・自立が重要視されていると感じさせる。個室内を見ると、子どもの好みの違いが反映している。個室Aには大きなポスターが貼られ、「賑やかな」装飾だ。個室Bも個室Cも質素で飾りや置物は少ない。個室Bのベッドには大きなぬいぐるみが2つ置かれ、この部屋に居住する子の「心のより所」なのかも知れない。矯正施設の「息苦しさ」、「冷たさ」や「暗さ」を感じさせない雰囲気があった。

子どもの一日は、学校で授業を受けることが日課の大部分を占め、6時間から7時間くらいの活動だ。学校が引けた後、帰寮した一人の少女が、一人の職員と共同利用室のソファの上で勉強をしていた。まさに対面して個別指導を受けている場面だ。施設に入る子には、「教育を受ける権利」があるのだ。保育園や小学校でもよく耳にしたことばが「権利」である。「子どもの権利」が、フィンランドの教師に強く認識され、教育実践と生活の中で日常的に「子どもの人権」「権利」が尊重され、守られている。このことを、schoolの個室制やチューター制は象徴的に例証している。Homeは、子どもの個性を認め、ある程度の自由と自主性を大切にしている点で、処遇の「厳しい」「冷たい」施設ではなく、子どもへの配慮を厚くするまさに教育施設、その名にふさわしい「School Home」であった。

引用文献

- フィンランド大使館 (2013) フィンランドについて11月17日 (フィンランド大使館・東京より) (<http://www.finland.or.jp/public/default.aspx?nodeid=46040&contentlan=23&culture=ja-JP>)
- FINNISH NATIONAL BOARD OF EDUCATION (フィンランド国家教育委員会) (2013) フィンランドの教育概要 (http://www.oph.fi/download/151277_education_in_finland_japanese_2013.pdf#search=%E3%83%95%E3%82%A3%E3%83%B3%E3%83%A9%E3%83%B3%E3%83%89+%E6%95%99%E8%82%B2%E7%9B%B8%E8%AB%87)
- フィンランド国旗 (2014) (<http://www.ncm-center.co.jp/sekai/kuniguni.htm> (Finland))
- 堀内都喜子 (2008) フィンランドの豊かさのメソッド 集英社
- 保坂裕子 (2006) フィンランドにおける学校と教育システムの改革—活動理論的分析—CHAT Technical Reports No.2 社会変化の中の学校 関西大学人間活動理論研究センター 79-92.
- 松下慶太 (2007) 高い質を保障するフィンランドの教育システム—情報化・高齢化社会における学校教育のすがた 若手研究者現地調査レポート 第5回 フィンランド ベネッセ総合研究所 42-47.
- 文部科学省 (2005) (資料) フィンランドの教員養成・資格について (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/023/siryu/05081101/s001.htm)
- リッカ・パッカラ (2008) フィンランドの教育力—なぜ、PISAで学力世界一になったのか— 学習研究社
- 旅行のとも Zen Tech (2015) フィンランドの主要都市が記されたノルウェー地図 (http://www2m.biglobe.ne.jp/ZenTech/world/map/q096_map_finland.htm)
- 齋藤実 (2014) 少年刑事手続きに関する二〇一四年少年法改正とフィンランドにおける少年法の現在 獨協法学 (94), 57-81 獨協大学法学会
- スウェーデン国旗 (2014) (<http://www.ncm-center.co.jp/sekai/kuniguni.htm> (Sweden))
- Worldatlas (2015) Finland Outline Map (<http://www.worldatlas.com/webimage/countrys/europe/outline/fiout.htm>)

(2015年9月30日提出)

(2015年10月7日受理)

Correctional education observed in school education in Finland

Tomohide BANZAI

Psychology and Education Practice

Keiko OZAKI

Integrated Center for Clinical and Educational Practice

Haruna YOSHIKAWA

Life Creation Course

Tomio HOSOBUCHI

Special Support Education

In this paper, we report the every day life of the studentes and the educational practices of the teachers in Vourrela School Home (corectional education facility) which locaed near the Helsinki . A purpose of this report is to offer a Finish document about correctional education to examine juvenile problems, correction education, and school education in Japan. In Finland, they does not have the Juvenile Act, and there is not the concept of “the fear criminal”, too. The age of legal adulthood is 18 years old, and the young age division is different from Japan, A basic idea of the correction education is to let a child come back to the normal life through education of improvement, the rebirth of himself. Daily work of the home is to aim at making a normal life through taking a class (education) at school and the communal living in the dormitory in facilities. The dormitory of home is completely equipped with a private room while being based on cooperative living. The School Home respects human rights and independence of each student. It is common not only in a correction educational facility to make much of the human rights of the child and small individual guidance, but also in an elementary school, in a junior high school, and in a high school. Furthermore, the respect for human rights is the base of education, which is common to North European welfar state. There seem to be fact that most children were treated to enter this facility by delinquency. Although Finland is a country of the welfare, the problem of youth is an important social problem. Though juvenile problems often occurs, there is much less number of the people of confinement of Finland than that of Europe and America. Until end of the World War II, a confinement rate of Finland was approximately 4 times of other Nordic countries, and there was no difference in confinement rate in Finland and in European countries. After having joined the Nordic Council in 1956, the confinement rate of Finland (to a population of 100,000 the confinement number of people) decreases throughout. The confinement rate is not proportional to the number of the outbreak of the crime of the country simply. It is strongly related with a confinement rate of the country to guarantee democracy, economic equality, cultural equality and enough social welfare services. The confinement rate of Japan is approximately equal to that of Nordic countries, but after the early 1990s, the confinement rate of Japan increase steadily. When I think about correction education of Japan, it is necessary to pay more attention to the factors concerning the respect for human rights, an economic difference, improvement of social welfare and the gender equality. Both correctional education and school education of Finland offer a useful viewpoint to us. For the gen-

eral consideration, I examined correction education of youth from two viewpoints of social welfare and the comeback to normal life.

Key Words: Finnish Education, Welfar State, Corrcional Education, Respect for human rights, Education of small class, Private room, Independence